

令和7（2025）年度第3回（第3期第6回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名	令和7（2025）年度 第3回（第3期第6回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時	令和8（2026）年3月30日（月）午後2時00分から午後4時00分まで
開催場所	本庁舎304会議室
出席した者の氏名	委員 (1) 石渡 和実 委員 (2) 伊藤 雅子 委員 (3) 稲垣 寛子 委員 (4) 榎 透 委員 (5) 小川 芳郎 委員 (6) 阪本 智子 委員 (7) 土田 久美子 委員 (8) 星川 孝宜 委員 (9) 堀井 めぐみ 委員
	事務局 【市民文化局 人権・男女共同参画室】 (1) 長沼室長 (2) 羽田野担当部長 (3) 押田担当課長 (4) 柏崎課長補佐 (5) 高橋職員 【関係課】 (1) 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 小出課長 (2) 健康福祉局 企画課 神田課長 (3) こども未来局 青少年支援室 湯川担当課長 (4) 教育委員会 教育政策室 北所担当課長
欠席した者の氏名	(1) 久々津 裕敏 委員 (2) 最所 義一 委員 (3) 市民文化局 人権・男女共同参画室 玉川担当課長 (4) 市民文化局 人権・男女共同参画室 佐藤係長
議事及び公開・非公開の別	議題（全て公開） 1 開会 2 審議事項 3 報告事項 4 その他 5 閉会
傍聴人数	—
報道	—

第3期第6回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

- 柏崎課長補佐 第6回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会、始めさせていただければと思います。
また、本日、要約筆記の方がいらっしゃるので、1時間ごとに5分の休憩を入れていただきたいと思っております。
- 羽田野部長 それでは、ただいまより第3期第6回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。
初めに、会議成立の報告等をさせていただきます。
本日は、11人中9人の委員が出席しております。最所委員と久々津委員が欠席、堀委員がウェブ参加という形になってございます。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則第4条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の協議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。
また、本協議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象となる会議でございます。公開が原則となっております。
なお、会議録につきましては、発言者の名前を記載して作成することになっておりますので、よろしくお願いいたします。つきましては、御発言の際には、お名前をおっしゃってからお願いたします。
それでは、ここから進行を石渡会長にお願いいたします。
- 石渡会長 まず初めに委員の交代について事務局から御報告をお願いします。
- 羽田野部長 委員の交代について、御報告させていただきます。
川崎市民生委員児童委員協議会より御推薦いただいておりました木澤委員の後任といたしまして、同協議会の小川委員に新たに御就任いただきました。
それでは、小川委員、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。
- 小川委員 皆様、はじめまして。小川と言います。
宮前区で民生委員を務めております。昨年12月の一斉改選に伴い、私どもの区も会長が代わりまして、あちこち難しい会議に呼ばれております。どうか、よろしくお願いいたします。
- 羽田野部長 ありがとうございます。
- 石渡会長 ありがとうございます。民生委員さん、本当に大事な役割を担ってくださっていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、審議事項に入らせていただきます。
まず一番目として、令和7年度川崎市人権に関する市民意識調査結果についてということで、資料の1を用意してございますので、御説明をお願いいたします。
- 柏崎課長補佐 資料1でホチキス止めになっているものを御覧ください。こちら事前にデータではお送りしているところではございますが、その内容について幾つかピックアップして、御説明させていただければと思っております。
この意識調査の結果に対して、どのような御意見、御感想でも、もしあれば、また本日でなくても、いつでも事務局のほうにも言っていただければと思っております。
社会情勢が大きく変化していく中で、この市の内部でも意識調査については、経年変化や経過を見ることが大事だという観点もありつつ、情勢の変化が早く大きくなる中で、それだけにとらわれず、そのときの計画に必要なような要素を状況に応じて盛り込んで

いくことも必要という話もあり、皆さんからの御意見をいただくということが大変重要と考えております。御意見については、質問の量であるとか、内容であるとか、聞き方とか、何でも思ったことがございましたら、遠慮なく言っていただければと思います。

いただいた御意見、御感想を踏まえまして、また4年後に意識調査を行います。それに向かっていきたいと考えております。

また、実際の意識調査の前に改めて協議会においてまた正式に御意見を賜りますけれども、そのような形でやっていければというふうに考えております。

もともと、第2期の協議会でいただいていた効果的な人権啓発についての、啓発手法について、いただいた答申についても日頃から人権室では意識しながら業務を行っているところですが、そういったのと同じように、意識調査の御意見等をいただくことにより、日々そういったものを意識しながら業務を行っていくということになると考えております。

それでは、資料1のほうをお開きいただきまして、2枚めくってください。

1ページを御覧ください。

左の2にありますように、今回の対象が、市在住の満18歳以上の方、2,500人になります。

調査期間が去年の5月いっぱいになっております。調査方法ですが、今回郵送で配布して、郵送の回収や、インターネットでの回答を受けております。2,500通送りまして、881通、35.2%の回答があったところがございます。

今後、これから中を見ていく中で、グラフの中に、7番のところに書いてあるんですけど、「n」とか書いてあるところがありますが、これはそのデータの母数を表す形になります。今回の2,500人、送った市在住の方なんですけど、その中に外国の方は100人強、4%ほど無作為ですので、含まれて送っているところになります。

1枚おめくりいただいて3ページを御覧ください。こちらは回答者の状況になります。

問1「あなたの国籍をお答えください」ということで、日本国籍が97.4%と大半を占めています。

今度、問2ですけれども「市内の居住年数」ですけれども、20年以上が59.9%と一番多くなっております。

次に、問3「あなたの住んでいる区」ということですが、グラフにありますように、満遍なく御回答いただいているところがございます。

問4ですけれども「性別」については、男性、女性という区分けですと、女性のほうが54.5%という形で多くなっているところがございます。

問5の「年齢」ですけれども、こちらも満遍なく御回答いただいているところがございます。18歳・19歳につきましては、もともと年齢が二つの年齢しかないのです。率としては少なくなったという形になるかと思っております。

2枚おめくりいただいて、7ページを御覧ください。

一番上の問10「あなたは人権について興味や関心がありますか」という設問になります。こちらは、「どちらかといえばある」が35.0%、左から2番目ですね、グラフの、が一番多くて、その次に一番左の「ある」が30.4%となっています。

そのまま下のグラフを見ていただくと、こちらは性別で見たものとなります。男女で少し率に差があるという形となります。

さらに右側の8ページを御覧ください。男性、女性、さらに年齢別でデータを分けた

ものとなります。いずれの性別、年代においても、「ある」「どちらかといえばある」の割合が高い傾向が見られます。「ある」で見ると、男性の30から39歳、男性の80歳以上の割合が高いというような形となっております。

ここで18歳・19歳につきましては、「n」が6ということで、もともと母数が少なく、御回答いただいた中に偏りがあると大きな違いとして出てくるので、これから先の説明でも少し、その年齢、年代については割愛させていただきます。

続いて、1枚めくりいただいて、問11「あなたに関心ある人権課題についてお答えください」ということですが、多いのが、一番上の「子どもの人権」56.2%、次の「男女平等に関わる人権」53.3%、「高齢者の人権」40.4%、その下の「障害者の人権」40.6%、少し飛びまして、右側に飛び出ている「インターネットやSNSによる人権侵害」55.3%などとなっております。

続いて、右の10ページ、問12「人権について、あなたが知っていることをお答えください」、下のグラフにありますように、設問としては「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されている」を知っていますか、78.3%、次いで、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と憲法に規定されている」が84.4%、一つ飛ばしまして、「川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくために、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定した」が21.9%となっておりましたが、川崎市としては、川崎市のこの人権の条例が、5人に1人が御存じであるということに、皆さん知っていただいているんだと、条例、憲法でなく、川崎市の条例を知っている方がこれだけいらっしゃるというのは、励みというか、今後も引き続き啓発とかを頑張っていきたいと思うような結果かなと考えております。

1枚おめくりいただいて、今度、右側の12ページ、問14「あなたは、次のそれぞれの人権課題について、現在、差別があると思いますか。あなたの考えに近いものに○をつけてください」で、この中で、一番左とその次の「ある」と「多少ある」を合わせて、その数値が高いものについて見てみますと、上から2番目の「男女平等に関わる人件」が合計で70%強、「障害者の人権」につきましても70%強、ずっと下に参りまして、下から4番目の「インターネットやSNSによる人権侵害」、こちらについては75.8%と割合が高くなっております。また、「ある」だけで見ると、やはり一最後の「インターネットやSNSによる人権侵害」が一番高いところでございます。

続いて、次のページに参りまして、次の先ほどの「人権課題について差別があると思いますか」の中の「子どもの人権」について、性別で、あと年齢別で見ると、このような形で男性30～39、60～69、70～79、女性の40～49、60～69の割合が高いという形となっております。

続いて、右の「男女平等に関わる人権」、差別があると思うものについても同様にグラフを見ていただくと、全体的に男性よりも女性のほうが割合が高く、男性20～29歳、男性80歳以上、女性80歳以上の割合が低いというような特徴がございます。

続いて、ページを1枚おめくりいただいて、15ページ「高齢者の人権」が「ある」ということについてですけれども、人権の差別があるという回答は、女性の50～59歳の割合が高いというような特徴が「ある」「多少ある」で見えております。

続いて、右ページの「障害者の人権」ですけれども、こちら、「ある」「多少ある」で

見ると、男性は20～29歳、男性40～49歳、男性の80歳以上、女性の80歳以上の割合が低いという形となっております。

続いて、1枚おめくりいただいて、18ページ「外国人の人権」ですけれども、こちらは「ある」「多少ある」で見ると、男性40～49歳、男性80歳以上、女性80歳以上の割合が低いなどとなっている状況でございました。

少しページを飛ばしまして、26ページをお開きください。今度「インターネットやSNSによる人権侵害」の部分です。「ある」「多少ある」で見ると、男性の80歳以上、女性の80歳以上の割合が低いというような形となっております。

また少し、2枚おめくりいただきまして、今度30ページ、右側の問15を御覧ください。「人権侵害」について、あなたの考えに近いものはどれですか」というような設問に対して、「あってはならない」が65.8%と最も高く、次いで「あるのは仕方ない」が18.2%、「わからない」が12.7%となっていた状況でございます。

1枚おめくりいただいて、32ページを御覧ください。「今までに、あなた自身や御家族が次のような「人権侵害」を受けたことがありますか」についてですけれども、左の「いじめや虐待などの子どもに関する人権侵害」が19.9%、「男女平等に関する人権侵害」が15.3%、右側に参りまして、「容姿や容貌に関する人権侵害」が10.4%、「ない」が一番左上にありますように、51.0%となっております。

続いて、少し飛びまして、38ページを御覧ください。問18「あなたは、川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか」ですが、こちら「そう思う」が14.8%、「どちらともいえない」が44.5%というような状況となっております。

続いて、1枚おめくりいただいて、40ページ、問19「あなたは、川崎市では、一人ひとりがお互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっていると思いますか」ですが、「どちらともいえない」が42.7%と割合が最も高く、次いで「わからない」が24.3%、「そう思わない」が15.6%となっております。

続いて、1枚おめくりいただいて、42ページ、問20ですが「あなたは、不当な差別を解消し、人権尊重のまちづくりを推進する上で、市民の理解を深めるためには、どのような取組が効果があると思いますか」という質問に対して、「小・中学校教育の一環で説明」が一番多く、その他は、その次に多いのが「市や県の広報紙での広報」や、「インターネットやSNS」となっております。

続いて、1枚おめくりいただいて、44ページの間21に参ります。

今までは、権利についての、人権についての大きな総合的な感じの大きな形での設問になっていたのですが、これからは個別の人権についての課題についての設問が続くところになります。

問21は子供についてですけれども、「子どもの人権について、課題や問題だと思うのは次のうちどれですか」というものに対して、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせなどのいじめをすること」や、「いじめをしている人やいじめられている人がいても、見て見ぬふりをする事」「親などが「しつけ」として子どもに暴力を加えたり、育児放棄（ネグレクト）などの虐待をすること」などが多くなっております。

続いて、1枚おめくりいただいて、46ページの間22「あなたは、「子どもは、黙って大人の言うことを聞いていればよい」と思いますか」に対して、「そう思わない」が、57.1%と割合が最も高く、次いで、「どちらかといえばそう思わない」が19.4%、「どちらともいえない」が14.4%となっております。

続いて、50ページをお開きください。問24「あなたは、子どもが成長したことなどにより再就職を希望する女性に対して、その配偶者又はパートナーが「男は仕事、女は家庭」と反対することについて、どう思いますか」について、「おかしいと思う」が64.7%と割合が最も多く、次いで「どちらかといえばおかしいと思う」が15.9%、「どちらともいえない」が6.8%となっております。

1枚おめくりいただいて、52ページ、問25「高齢者の人権について、課題や問題だと思うのは次のうちどれですか」ですが、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと」「アパートや住宅への入居が困難なこと」「悪質商法、特殊詐欺のターゲットにされること」などが高くなっていました。

1枚おめくりいただいて、54ページ、問26「あなたは、「高齢者は情報や考え方が古いので、高齢者の意見は尊重されなくてもよい」と思いますか」に対して、「そう思わない」が59.5%と割合が最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が17.8%、「どちらともいえない」が11.5%となっております。

1枚おめくりいただいて、56ページ、問27「障害者の人権について、課題や問題だと思うのは次のうちどれですか」で、「差別的な発言や行為を受けること」が57.1%と割合が最も高く、次いで「働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと」が56.4%、「じろじろ見たり、避けたりすること」が46.2%となっていました。

続いて、60ページをお開きください。問28「あなたは、車いすの人、盲導犬や介助犬などを連れた人が、正当な理由なく店舗への入店を断られることがあることについて、どう思いますか」。「おかしいと思う」が64.2%と割合が最も高く、次いで「どちらかといえばおかしいと思う」が19.2%となっていました。

続いて、64ページをお開きください。問30「あなたは、結婚相手を決めるときに相手の出身地域を調べることに、どう思いますか」で、「おかしいと思う」が26.0%と割合が最も高く、次いで「どちらともいえない」が24.2%、「どちらかといえばおかしいと思う」が14.0%となっていました。

続いて、68ページをお開きください。「外国人の人権について、どのような場面で、課題や問題があると思いますか」ですが、「公的機関などの窓口で手続きをするとき」が31.0%と割合が最も高く、次いで「いわゆる差別的な発言や行為で」が28.9%、「社会保障制度の面で」が27.4%となっていました。

続いて、1枚おめくりいただいて、問33「あなたは、「人権について、外国人よりも自国民の方が優先されるべきだ」と思いますか」について、「どちらかといえばそう思う」が21.5%と割合が最も高く、次いで「そう思わない」が20.9%、「どちらともいえない」が19.8%となっていました。

続いて、1枚おめくりいただいて、72ページ、問34「あなたは、北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であると思いますか」について、「そう思う」が72.6%と割合が最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が15.2%となっていました。

続いて、78ページをお開きください。問37「あなたは、「性別について、『男』『女』という区分には必ずしも当てはまらない人や、体と心の性が一致しない人などがいる」と思いますか」で、「そう思う」が61.5%と割合が最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が20.9%となっていました。

続いて、1枚おめくりいただいて、80ページ、問38「インターネットやSNSによる人権侵害について、課題や問題だと思うのは次のうちどれですか」「他人の誹謗中傷や差別的表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が81.5%と割合が最も高く、次いで「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」が71.4%、「出会い系サイトや裏サイト・闇サイトなど、犯罪を誘発する場となっていること」が66.4%となっております。

1枚おめくりいただいて、問39「あなたは、匿名性の高いインターネット上で、差別的な書き込みが行われることについて、どう思いますか」について、「おかしいと思う」が59.9%と割合が最も高く、次いで「どちらかといえばおかしいと思う」が14.3%となっております。

以上で、個別の設問の回答の分布等についての箇所になります。

1枚めくりいただきまして、こちらは調査結果のまとめということで、基本属性、最初のところで国籍はとか、性別はとか、年齢はと最初に聞いていたのと、それぞれのデータをクロスして集計したものが、続いておりまして、87ページまで続いております。88ページからは、記述をもとめる箇所について、個別の記述があったものをここに掲載しております。

そして最後、99ページからが、こちらに今回の意識調査で郵送した調査票を掲載している形となります。

こちらの報告書について、一応以上で概略になります。よろしく願いいたします。

○石渡会長

御説明ありがとうございました。

本当に人権に関するあらゆる分野について調査をしていただいている、とても興味深く、私も拝見しましたが、今の御説明について御意見、御質問等、おありの委員の方、お願いをいたします。

○羽田野部長

補足させていただいてよろしいでしょうか。

最初に柏崎が申し上げましたが、今回のこの調査の質問は、多少見直しつつも前回の調査を踏襲するような形でやっていたのです。なので、経年変化というのも見はしたのですが、なかなかそれが単純な数字になってしまうので、それが本当にそうなのかというのなかなか、分かるものも、分かるように見えるものもあれば、全く分からないねというものもあつたりとかして、それが単純なこの集計からは分からないときに、継続すればいいのだから変えないというのは、ちょっとどうなのかなという意見があつたということもあつまして、次からは必ずしも前回と同じにしないでいいかなと思っているので、やっぱりそういう意味でも、今回のこの調査の結果を、今回委員の先生方に見ていただいて、お感じになられたこととか、ここはどうなのというところがあれば、そのいただいた御意見も踏まえながら、4年後の調査になりますので、また参考にさせていただきたいなというふうに思っているというふうな趣旨でございます。

以上です。

○石渡会長

ありがとうございました。という補足もいただきましたが、どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

この調査の中には含まれていないのですが、今、皆さん、ヘルプマークというのを付けている方が見受けられると思うのですが、これは御存じのとおり、支援を必要とする人がつけていますね。それで、これの調査は入っていないので、含まれてはいないのですが、お伝えしておきます。

それと、聞こえない方にはこの耳マークというのがあるんですね。これも今いろいろな

ところにカードで置いてあるので、聞こえない方には筆談するというようなことで、私たち自身が、障害の受容ができていない方ですね。そういう方はやっぱり自分で聞こえないということを書けない人が、こういうカードを提示して、やってもらおうというようなことが、全難聴のほうでこういうカードを作って、各協会販売しています。

令和6年の4月1日に差別解消法が改正されまして、合理的配慮が義務化されましたよね。それで、障害者に差別を禁止した条例ですけれども、これは行政機関が率先して守るべき法ですよ。

先日、難聴者が各講座を受けたいために、聞こえないので、要約筆記を申請したのですが、予算がないということで断られたということで、それでやっぱり聞こえない方は、要約がないと内容が分からないので、聴覚障害者情報文化センターと相談して、その主催者側にその話をしましたが、予算がないのでと断られました。結局、相談して福祉派遣ということで、福祉派遣をしていただいて、その方は受講することができたのです。

けれども、こういうことが各講座にあります。今は差別禁止になっているので、障害者が聞こえないことで要約筆記の派遣を申請したときには、それなりの予算を取ってあげていただくように配慮していただけたらいいと思っています。

そういうことで、私たちもこの講座に参加したいけれども、手話通訳がつくけれども、要約がつかないという講座がたくさんあります。それで、去年だったかしら、この会議の席でチラシの中に手話通訳がつくけれども、要約がつかないようなチラシがあったので、こういうのも一緒に要約筆記を派遣して、つけてもらえるように、配慮していただけたらと思います。やっぱり要約がついていれば、そういうやり方も、そのまま講座とか、いろいろな催しなんかができるので、そういうことも皆さんに話していただけたらということをお願いいたします。

以上です。

○石渡会長 伊藤委員、ありがとうございます。ヘルプマークや耳マークのお話と、あと最後の方におっしゃった、手話通訳はつくけど、要約筆記がつかないというのは、これは行政のほうでは把握していますか。あるいはその辺りはどうということなのかとかは、分かりますでしょうか。

○神田企画課長 健康福祉局の神田です。基本的に市が主催するイベント・講座などにおいては、手話あるいは要約筆記のほうは配慮するよということ、一応スタンダードにはしていますが、先ほど御説明いただいたイベントの主催というのは市だったのでしょうか。

○石渡会長 先ほどの講習で要約筆記が断られたというのは、主催者は行政か何か、民間ですか。

○伊藤委員 幸区のプラザの講座ですけれども、これは川崎市ではなく、そのプラザの中の講座だと思いますが、資料もチラシにも、つかないとは書いていないのですが、要約筆記がつくとは書いていないので、手話だけは書いてある。そういうのが多いです。

○神田課長 ありがとうございます。手話を解釈できない方も多いというのは承知しておりますので、その辺りのところの川崎市の庁内の周知というか、少し足りていないのかなということで、今、認識させていただきましたので、情報提供、ありがとうございます。市としても、今のような情報をいただきましたので、局内だけじゃなくて庁内全体で、周知に努めていければと思います。どうもありがとうございます。

○石渡会長 阪本委員どうぞ。

○阪本委員 この報告書、とてもすばらしいなど、大変だったろうなと思いました。

それで今、よく聞いていましたが、この説明の中に、励みになりますというお言葉があっ

たんです。800何人のお答えで、それに何%というのが、もしかしたら少ないのかもしれないけど、でもかなりきちんと出てきているなど思いました。

あと自分が擁護委員なので法務局関係を見せていただき、これは持ち帰っていいですか。例えば、知っているという、10%、私たち知られていないとずっと思っていて、でも10%の方は知っているのだというのが、ちょっと励みですね。

それとか、36ページ、侵害された場合、あなたはどのように対応しますかというところで、抗議するとか、身近な人に相談するとか、それで、法務局又は人権擁護委員に相談するというのがここに出てきているんですね。こういうのを調べていただいてありがとうございます。

それから42ページのどういうふうに取り組んでいけば効果がありますかということで、市の広報とか、それから、この小中学校の教育の一環で説明というのは、これも法務局の、私たちも関わらせていただいています。それが64.4%で、すごく皆さんがいいよと喜んでくださっているんだなと思って、ありがたいと思いました。

○石渡会長 阪本委員は御自分のお立場から活用していただけるとのことですが、川崎として結果を活用していただきたいです。

○柏崎課長補佐 それぞれの施策に、活用するようにして、先ほどのお話のあった条例を知っているのが21%で、励みになっているところなんですけど、その前の段階の880人がどうなんだということについてなんですけど、この統計調査は、物によって、500人以上あればある一定の傾向が見られるというようなこともございますので880人の回答があれば、ある一定の傾向があるかなというふうに考えております。その市全体でそういうような傾向ではなからうかというふうに推測するという形でございます。

10ページですけれども、条例を知っている方が21.9%ということなんですけれども、これに満足することなく、引き続き人権の啓発をしていくことが大事かなというふうに考えてはおります。ただ、条例でここまで知っていただいているんだというところについては、正直、うれしいというか、そういう気持ちです。個人的なものではありますが、ますます啓発とかをやっていく必要があるかなと考えているところでございます。

以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、この結果は、それぞれの施策との関連で生かしていただけるということなんですけど、例えば、そのSNSとかインターネット関連のところは、川崎だとどこが担当してくださるのですかね。

○柏崎課長補佐 インターネットとかSNSというのになると、実際には、これは川崎市という域を超えて、場合によっては日本を超えて世界の中になってしまっていて、日本の中であると、その対処については、どうしても個別の自治体ではある程度限界があるかなというふうに考えておまして、やはり国のほうで総合的な対策としての制度か何かを設けていただければなというふうに考えているところでございます。

ただ、条例にも定めておりますように、川崎市の本邦外出身者に対する差別的な言動については、毎回この協議会でも報告させていただいていますように、この協議会と同じ附属機関の審査会というところで検討して、必要に応じて、そういう書き込みについて削除要請をしたいというようなことはしているところではございますけれども、それ以外のものについては、非常に苦慮しているというようなのが実情になります。

どちらかという、正しいことをきちんと発信していくというようなこととかが大事な

かなとか、もしくは以前この協議会でも報告させていただいた、ネット上の差別的な言動に安易に同意しないとか、そういった動画を作って啓発をしていくとか、そういった方向性になるのかなというふうに考えております。

○石渡会長

ありがとうございました。やっぱり川崎市という自治体のみではやりきれないことはたくさんあると思いますし、今日の朝日新聞の一面に、SNSの人権侵害のことが大きく取り上げられていたりして、本当に難しいねというようなところまでは理解しますが、具体的な、でも深刻になっているだけに、やっぱり国などにも働きかけていただいてというようなところはちょっと思ったりしました。ありがとうございました。

ほかに。どうぞ、お願いします。

○星川委員

冒頭に事務局から「質問は何でもいいですよ」と言われましたので、お言葉に甘えて質問させていただきます。

まず1ページをご覧ください。中ほどに「5. 調査方法」とあり、今回は郵送回収とインターネット回答の2つの方法がありますが、有効回答数881通の内訳を教えてください。実は私どもの調査では、最近の傾向として、インターネット回答の件数が増えているため、この調査ではどうだったのかなと思いましたので、教えてください。

なお、その前に、この報告書は、表紙も奥付も作成時期が令和8年2月となっています。2月ということは、もう印刷が済んで、製本されているということでしょうか。それとも、今日は3月30日ですが、まだ修正が利く段階なのか、教えてください。今、ざっと拝見しただけでも修正したほうがいいなと思えるところが2～3カ所ありますが、いや、もう印刷が終わっているということであれば、指摘してもそれまでですね。

次に、1ページに、有効回答率35.2%とありますが、4年前の前回の調査と比べて、いかがでしょうか。また、市役所の調査では、どのぐらいの数字が出ると、回答率が割と高いと言えるのでしょうか。もしもご存じであれば教えていただきたいと思います。これが質問の2点目です。

次は、あらかじめ本日の会議資料をデータで送っていただきましたが、分量が多くて読み込むのがとても大変でした。どうにか一通り目を通して参りましたが、すばらしい資料だなと思うと同時に、数字的なものは割とうなづける結果になっていました。ところが、記述回答をみると、面白いと言ったら失礼ですけど、率直な声が出ていて、「ああ、そういうことか」と感心しました。

記述回答は88ページ以降に掲載されていますが、それぞれの人権は、記述回答の件数が10件から20件ぐらいですが、問20、23、35はとても多いんです。問20は39件、問23は42件、問35に至っては80件という具合に。80件の問35は、何の人権かというところも拉致問題なんですね。この地域特有の人権かもしれないですが、関心のある方が多く回答されているんだなと感じました。

問20はというと、効果のある取組についてのご意見です。問23は男女平等に関わる人権についてであり、回答は女性のほうが多いですね。そこはやっぱり非常に関心が高く、記述回答の件数にも大きく表れていると思いました。

なお、95ページの拉致問題の問35についてですが、「82件のうち、記述回答のあった23件」とありますが、どういうわけか、80件近く掲載されています。これは単純な表記の間違いなのか、意図したことなのか。それもお尋ねしたいところです。

意見は後ほどすることにして、取りあえず、インターネットの回答率はどうだったか。また、有効回答率の35.2%をどう見られたか。さらに拉致問題の80件の取扱いをどうす

るのか、以上の3点について、まずご回答いただけるとありがたいです。

○石渡会長 ありがとうございます。お願いします。

○柏崎課長補佐 事務局です。星川委員、ありがとうございます。様々な分析までしていただいて本当にありがとうございます。

まず、一つ目の御質問、1ページの5、調査方法の郵送回収とインターネット回答の割合ですが、郵送回収が62.4%、インターネットが37.6%となっております。こちらは今回初めてインターネット回答を設けたところですがけれども、想像以上にインターネットで御回答いただく方が多うございました。

続きまして、6番の回収結果の35.2%なのですが、前は、お聞きいただかなくても構わないんですけども、お手元の分厚いファイルの中に前回の意識調査の報告書がございまして、そこに結果が書いてありまして、それを読み上げますと、前は42.8%と高かったです。今回、7%ほど落ちているんですけども、これは理由については正直言いますと、何が原因なのかは分かってはおりません。先日、横浜市の意識調査の結果報告書が出ていたんですが、横浜市だと回収率が25.4%となっております。

前回と今回の違いについては、理由が分からないというのが正直なところでございます。

この報告書、幾つか誤字や脱字等がございまして、御指摘ありがとうございます。こちらは2月の時点で、一応完成という形ではございますが、今の御時世で、製本ということで印刷はしておりませんで、データ上での公開となっておりますので、必要ところは時点修正で直してまいりたいと思いますので、後でもし可能でしたら、星川委員のほうからちょっと御指摘いただけますと、終わった後でも構いませんので大変助かります。

あと、先ほどの後ろのほうにございました件数を、拉致のところですがけれども、やはり御指摘のとおりこちらにも誤りでございます。実際に出ている件数のほうが正しくて、20何件というほうが誤って掲載しているものとなります。

以上となります。ありがとうございます。

○石渡会長 星川委員、よろしいですか。丁寧に見てくださってありがとうございます。

あと、前回というのは何年ですか。

○柏崎課長補佐 前は令和3年です。

○石渡会長 3年、分かりました。ありがとうございます。

○柏崎課長補佐 実際に実施したのは令和2年から令和3年にかけての1か月間です。年末年始です。

○石渡会長 かなり回答率が違うのは何か時点に関する大きな話題でもあったかと思ったのですが、ちょっと思いつきません。ありがとうございます。

どうぞ、土田委員。

○土田委員 1番最初のほうで、今後の調査の際の質問項目の再検討の余地があるというお話があったので、それに関連してなんですが、次回調査を行う際に、この回答された方が通常どういうメディアと接触して、どういう情報を得ているのかというのが分かるような質問項目があると、より、こういう回答の傾向があるのだなということが分かるのではないかなというふうに思いました。

私は、外国人の問題に関心があるので、外国人の項目の箇所は特に注目して見ることはあるんですが、同時に先ほど星川委員がおっしゃった、後半のその自由記述のところとかを見て、外国人だけではなくて、例えば女性の権利が優遇され過ぎているとか、外国人のほうに優遇されているとか、そうしたような回答が自由記述のところももちろんそうです。けれども、外国人のところに関しては、項目として日本国籍を持つ人のほうが優先されるべきかど

うかという項目もあるので、なおさらそう思うのですが、特に、例えば今の項目であれば、逆に女性のほうが、そう思う、どちらかといえばそう思うに回答が集まっている傾向があるというのが今回数字で出ていて、それも男女云々というのもそうなんです、年齢とかも考えた上で、ふだん日常、どういう情報と接しているのかというのは、結構重要な項目なんじゃないかなと。どうしても、数だけですと、どこまでそれが実際に即しているのかというのは、一定の限界があるのはもちろん仕方がないことなので、そういう意味であればなおさら、回答している人たちの中での傾向がより分かりやすい項目という意味でのその情報源ですね。情報源、情報の種類みたいところが分かる質問項目が今後入っているといいと思いました。以上です。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。今の御指摘の接しているメディア等の種別について、全くおっしゃるとおりかと思ひまして、次回以降のときには、ぜひ検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。
他に何かお気づきの方いらっしゃいますか。稲垣委員、どうぞ。

○稲垣委員 感想みたいになってしまいますが、30ページのところで興味深く、拝見していました。人権侵害について、あなたの考えに近いものはどれですかというところですが、あつてはならないが65.8と最も多くというところで、続いて、次いで、あるのは仕方がないで18.2というところですが、これ、私、あるのは仕方ないというのがかなり多いというふうにごく感じました。差別はやっぱり正当化されるようなことはあつてはならないし、許されないことだと思うんですけども、ここの、あるのは仕方ないというふうに答えた人は、人権侵害が世の中に多くあるからなくならないよね、もうしょうがないよね、あるのは仕方ないよねということなのか、それとも何かしらの理由があるから人権侵害をしてもよい、自分が人権侵害を正当化して考えているのか、そこが、ここだけ見ると詳しくは分からないんですけども、どういう人権侵害はあるのは仕方ないと思ったのか、ちょっと気になりました。ただこれは分からないかなと思うんですが、何かそういったところも、もし今後何かしら分かると、より、こういった調査、ほかのいろんな場面で生きていくのかなと思いました。

○石渡会長 どうぞ。

○羽田野部長 まさに委員のおっしゃるとおりで、この選択肢のつくり方がやっぱりちょっと問題があるなというふうに思っていて、一つを選択肢の中にいろんなものが混じっちゃっているんだと思うんです。なので、仮にこの質問を残すにしても、選択肢の用意の仕方だとかというのを工夫しなければいけないかなというのは、実は議論したところ、この結果を見て議論したところでございます。また次に向けて、検討したいと思います。

以上です。

○柏崎課長補佐 この、あるのは仕方ないの中には、身近なところの人権侵害から、人権侵害の最たるものである戦争とか紛争とか、そういったものももしかしたら影響があるかもしれないなというところなんです、全くおっしゃるとおり、中身についてというところが大事になるかなと思うので、次回以降の参考にさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。大事な御指摘をいろいろいただいておりますが、お願いします。

○榎副会長 先ほど稲垣委員が出されるところと私も同じですけども、31ページを見ていただきますと、あるのは仕方ないというところで、例えば男性の50歳から59歳は3割ですよ。

29. 3%の人が、この、あるのは仕方がないと答えていると。結構多いです。これは世代や性別によっても大分差があるので、恐らくイメージしているものが人によっても違うし、ひょっとすると性別や世代によっても違いがあるのかもしれませんが。そこが分かると、この、ある意味仕方がないという、その中の詳しい分析ができるのかなと思って、興味深く、この数字を見ました。もし次に対応できるのであれば、よろしく願いいたします。

それからあともう一つは、これも出たことですが、例えば68ページで、あくまでも外国人の人権については、ここに出た様々な報告書のデータ等を踏まえて、これから川崎市が様々な人権施策をすると思うので、ぜひ生かしていい人権施策をしていただくことを希望します。

その上で、すぐにでも対応できそうなところだと、68ページで言うと、公的機関などの窓口で手続をするとき、外国人の人権を考える上で、課題や問題があると思うということなので、公的機関といえば、川崎市だけではありませんけれども、可能な対応を取ってほしいと思います。もちろん、中には川崎市だけでは難しいことももちろんあるわけで、例えば参政権が与えられていないこと、これはもう市だけではとても無理な話です。

ですから、川崎市としてはすぐ市として対処することが難しい問題は仕方がないとしても、対応できそうなところは、できれば早くしてほしいと思います。

以上です。

○小出課長

ありがとうございます。このアンケートで、公的機関など窓口で手続をするときに、外国人の人権についてどのような課題、問題がありますかということが、はっきり何が原因なのかというのは、ちょっと読み取れないところがあって、私もこれは何を一番課題と感じて選択していらっしゃるのかなと思って考えてみたんですけども、この会議でも一度御報告した、私どもで昨年度末に行った川崎市外国人市民意識実態調査がございまして、こちらのほうでは日本語が不自由なために困った経験は何ですかといったときに、一番目が役所の手続で、最も多かったんですよ。もしかしたら公的窓口の手続というのは日本語が分からないとなかなか難しいということがあるので、もしかしたらそういうことなのかもしれないんですけど、私はちょっと思ったりしました。ほかにももしかしたらもっと課題があるのかもしれないんですが、日本語の部分は課題になっているかなというふうに認識いたしました。ありがとうございます。

○石渡会長

ありがとうございます。

オンライン参加の堀井委員は、何かございましたら、どうぞ。

○堀井委員

皆さんの意見にすごい関心というか、すごい、いいなという意見がたくさんあって、私は特に意見としてはないです。

○石渡会長

よろしいですか。ありがとうございます。

あとほかに何かありますか。どうぞ。阪本委員。

○阪本委員

部落差別、17ページのところで、同和問題のところ、私は、もうないというほうに皆さん思っているんじゃないかなと思ったし、これが若い人もあるというところに印をつけているから、知っている、隠れてしまっている人権差別かなとも思っていたんです。意外とまだまだ結婚のときに地域を考えるなんていうところもあったし、川崎市の中にまだこんなに、考えているんだからいいんですけど、でもあると答えている人がいたので、私自身、ちょっとびっくりしていて、この辺はどういう実態というか、教えていただけますか。

○柏崎課長補佐

事務局です。部落差別の関係ですけれども、川崎市とか、その周辺で、部落差別については、そこまでではないのかもしれませんが、関西のほうとかでやはり続いているとき、そこ

にお住まいの方が、当然川崎のほうにも引っ越してまいりますので、そういった場合に、そういったことを知っている方とか、場合によってはそういう地域の方も当然お越しになりますので、そういったことを含めると、ある一定の率が出ているのも自然な現象かと思っております。

○阪本委員 川崎市とは限らない、全体というふうに捉えているということもあり得るんですね。

○柏崎課長補佐 そうですね。設問の仕方が川崎市の中でというふうには言っておりませんので、場合によっては、川崎市もしくは自分の身の回り、もしくは日本のどこかどこら辺は回答する方によってですけれども、このような形で出ているものと考えております。

○石渡会長 ありがとうございます。私もあの設問はショックだったんですけど、確かに関西のほうの方に聞くとまだまだ、いろんなことがあるというようなお話は聞きますね。ありがとうございます。

ほかにはございませんか。どうぞ。

○星川委員 意見ですが、まず、10ページについて事務局から「川崎市の人権尊重のまちづくり条例を知っている」と回答した人が、20%を超えていてうれしいとの説明がございました。

一方で、38ページの間18では「あなたは、川崎市では、人権が尊重されていると思いますか」とか、40ページの間19でも「川崎市では」というように身近な問いかけに対しては、「どちらとも言えない」「わからない」という回答が多いですね。そうではなくて、「そう思う」という回答がもう少し多いならば人権条例の認知度は高いと言えるのですが、条例の存在は知っているけれども、実態はなかなか理解されていないのかなと感じました。

それともう一つ、70ページの間33について「外国人よりも自国民のほうが優先されるべきだ」という問いに対して、回答の分布が比較的均等になっていますが、調査時点が今年の5月ですね。最近の政治の話になりますが、御承知のように日本人ファーストとか、同様の主張がこの半年から1年ぐらいの間、ものすごく発信されるようになってきました。

要するに外国人がこれ以上増えたら大変だよとね。外国人が少数のうち、多文化共生とかでいいのですが、外国人が洪水のように増えてきたらどうなるのか。今、川崎区は外国人の比率が10%近いんですね。これが20%になったら、まちづくりのうえでいろいろな課題が出てくるのではないのでしょうか。すでに防災関係では言葉が通じなかったりすると、なかなかうまくいかないとか、いろいろな課題が出ています。

問33は人権に絞ってはいますが、今調査をしたならば、少し違った回答結果になるのではないかなと感じた次第です。

最後に、99ページのアンケート用紙についてです。アンケートを行う側は、回答率を上げたいと思うものです。そのための工夫がされていると感じました。「所要時間」が示されているのは、とてもいいなと思いました。ただし、所要時間が回答者にとってプラスに働く場合と、こんなに時間を要するなら回答しないという両方のケースがあるかとも思いますが、私は、回答する際の目安になって、とてもいいなと感じました。

意見および感想は、以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。特に回答いただけなくても大丈夫ですね。

そうしましたら、開始から1時間10分以上たっていて、休憩を入れたいと思いますので、ここで5分だけですが、休憩にさせていただきます。

お疲れさまです。ありがとうございます。

(休憩)

○石渡会長 それでは、次に、報告事項として、川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画という

ことで、「人権かわさきイニシアチブ」についてということで、資料2の御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 資料2の二つホチキス止めのものを御覧ください。

従前より御報告させていただいておりました、もともと答申で御指摘いただいたことを踏まえて策定したものになるんですが、このたび、こちらの計画が今後4年間のものとして確定いたしましたので、報告いたします。

右下の8ページを御覧ください。前回、こちらの協議会で御指摘のありました法律等の背景とか、そういったものについての記載が、ここのところあったほうがということ踏まえて、子どもの人権の中のこども基本法の施行中の「これまでもこどもに関する各般の施策の充実が取り組まれてきたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけた。このため、こども家庭庁の設置と相まって、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として」ということで、背景を追記させていただいたり、また、1枚おめくりいただきまして、10ページの「障害者の人権」のところにつきましても、背景として、「平成26(2014)年に日本が障害者権利条約を批准したことにより、条約の定める原則(差別禁止、合理的配慮、参加・包摂など)を反映するため、以下のような法制度改革が加速・実施された」と追記させていただいているほか、右下の54ページ、こちらは分野別施策の6、外国人市民の人権尊重等の箇所でございますが、外国人市民と本邦外出身者というような言葉遣いがある、それぞれの意味はということで一番下のところで米印で追記させていただいたということ等や、誤字、脱字等を含めて修正し確定したという報告となります。いろいろ御指摘等をいただきまして、ありがとうございました。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。ということで、この委員会での指摘事項などから、少し修正をしていただいた部分の御説明でしたが、何かお気づきのこと、おありの委員の方いらっしゃいましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。こども基本法とかができてから子供の分野はまたすごく変わりつつあるなど、私、感じていますが、すみません。感想でした。

委員の皆様、特によろしいでしょうか。

それでは、次に、川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について、ということで、資料3の御説明をお願いいたします。

○長沼室長 資料3を御覧ください。

1の川崎市差別防止対策等審査会につきましては、従前より御説明申し上げておりますけれども、人権尊重のまちづくり条例第18条の規定に基づいて設置された市長の附属機関でございます。学識経験者5名の委員で構成され、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組等について調査審議を行っております。下の一覧表が委員の構成でございます。項目2番の第3期審査会の開催状況でございますが、9回目の審査会を昨年12月23日火曜日に開催いたしました。インターネット表現活動11件について、市長から諮問し、この諮問事案について審議をしていただきました。この審議結果を踏まえ、本年1月26日月曜日に、市長に対し、インターネット表現活動に係る拡散防止措置と公表について、答申書を提出していただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございました。

今、9回目の審査会のところでインターネット表現活動11件について審議をしたとありますが、例えばこのインターネット上にこの投稿した人に対して、何か罰則とか、そういうことまではいかなくて、表現活動の審議をしたというところなのかどうか、この辺り教えてください。

○長沼室長 事務局です。インターネット表現活動については、特に罰則というのは設けておりません。その上で条例では、先ほど申し上げましたように、拡散防止措置及び公表をすることにしておりまして、今、その方法というのはいろいろあるとは思いますが、現時点では事業者のほうに削除要請をするという形で運用をしております。

以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。今日、朝日に載っていたSNSの関連に関しても、加害者側に関しては何もされていないみたいなどころなんかについては、今後の課題みたい、やっぱりなかなか難しいところがいっぱいあるかなと思うんですけど、でも、どうしたらこういうことをなくしていけるのかみたいなきに、やっぱり罰則規定というのが一つの方法ではあるかなみたいには思ったりしますが、難しいなと思っているところです。ありがとうございました。

ほかに何か、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、報告事項でその他とありますけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 第2期の協議会から答申としていただいた、効果的な啓発手法についての関係となりますが、二つほど、啓発の手法として取り組んだものがございますので、紹介させていただきたいと思います。

以前、お猿さんの動画で、インターネット上の差別的な書き込みについてのという御紹介させていただきましたが、今、皆さんのお手元にキーホルダーがございますでしょうか。そのときのお猿さんのキーホルダーでございまして、こういったものも使って、啓発を試みたりしているところでございます。ぜひお持ち帰りいただければと思います。

○高橋職員 もう一件について、人権室の高橋のほうで御報告させていただきます。

人権の啓発について1件報告させていただきます。お手元にあるチラシのカラー刷りのものを御覧ください。こちら令和7年度の性的マイノリティイベントというものを開催しまして、日程のほうは1月16日金曜日の夜に実施をしました。内容は映画上映及びトークショー、あと交流会の2本立てで行いました。場所のほうは映画上映及びトークショーのほうはチネチッタの映画館、交流会のほうは川崎のライブハウス、Y'Sというところで行いました。参加人数のほうは映画上映及びトークショーが57名、交流会が24名の参加になっております。

金曜日の夜のチネチッタでの開催というところで、例年よりも来場者数が多くなりました。皆さんにお渡ししたチラシのほうについても、チネチッタの映画館内に置いていただけたということで、来場者数がすごく多くなったというところになります。

またイベント終了後のアンケートについては、イベントを知って参加してよかったとか、あと、こういった機会を今後もつくってほしいというお声を多数いただきました。引き続き答申いただいた効果的な啓発手法について模索して啓発活動を行っていきたいと思っております。

以上になります。

○石渡会長 御説明ありがとうございます。とても身近な手法を実現してくださっていると思いましたが、今の御説明について、何かお気づきの委員の方、いらっしゃいましたらお願いをいたしま

す。

それではこんなふうにも、具体化をしてくださっているということで、また今後とも、お願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。伊藤委員、何か御質問でしょうか。

○伊藤委員 参加費はお幾らですか。

○柏崎課長補佐 これは無料で、チッタさんのほうでも利用について御協力をいただいたりとか、様々な方面の御協力をいただきながら実現したものとなります。やはり、有名な映画館でやることによって、多くの方に啓発が、来られなかったとしてもチラシとかの配布によって、できたかなと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。せっかくできているこの映画、字幕がついていないので、どうかなと思ひまして。

○柏崎課長補佐 こちらの映画、字幕つきで、その当日は流しております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○石渡会長 それでは聞こえない方にも、十分堪能していただけたということですね。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それではとんとんと進んでしまいましたが、最後に何か連絡事項などございますでしょうか。

○柏崎課長補佐 次回の日程ですが、今のところ未定となっております。第3期は8月末までの任期となっておりますが、残りの期間が短く、諮問等をするような十分な時間的なものがございませんで、現在は未定ですが、何か必要なことがありましたら、日程等を調整して開催することもあろうかとは思ひます。

また、その会議の開催いかにかわらず、御意見等があれば、事務局のほうにいつでも御連絡いただければと思っております。こちらが次回の日程についてのお話です。

次は稲垣委員のお話です。稲垣委員は推薦団体のほうの御都合により今日で最後になりますということで、御挨拶されたいということでお願いいたします。

○稲垣委員 お時間いただきましてありがとうございます。私、川崎市教職員組合なんですけれども、執行部のこのたび役員交代に伴って、私、こちらの任を3月で退任させていただきます。

本当に皆様とこの場にいらしていただき、様々な人権課題について一緒に考えることができ、本当に貴重な機会をいただけたなど本当に感謝しております。4月から私は中央支援学校、特別支援学校のほうで教員に戻るんですけれども、本当にいろいろ、今日も出ましたけれども、教育の果たす役割は非常に大きいなど痛感しています。川崎市は子供の権利に関する条例というのが、本当に誇りに思っている条例がありますので、その理念をしっかり捉えながら学校現場のほうで子供たちに人権について一緒にまた考えて、誰もが安心して暮らせる川崎に微力ながら一緒にやっていきたいなど思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本当に短い間でしたけれども、本当にありがとうございました。

○柏崎課長補佐 あと事務局側のほうについてですけれども、この3月末で異動がございまして、人権室の室長の長沼と担当部長の羽田野がこのたび、異動になりました。

羽田野のところは、本来は課長の場所となっておりますですけれども、そこには次回からは、私、柏崎が携わらせていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

あと、関係局として健康福祉局の企画課より課長の神田も出席させていただいておりましたが、このたび異動となりましたので、また次回以降につきましては、別の者で事務局サイド、携わらせていただきたいと思います。

以上となります。

○石渡会長 ありがとうございます。この時期は本当に皆さんいろいろ異動があるので、一緒にやってきた立場としては、残念ですが、でも稲垣委員、ぜひ教育の場で、ますますの御活躍をと思いますし、市の職員の方々も、また、何か職員の方々は、御挨拶は。

○羽田野部長 すみません、室長を差し置いて、私が御挨拶を差し上げるのも僭越ではございますけれども、4年間、人権室でこの協議会に携わらせていただきまして、本当に委員の皆様の御協力によって、すごく積極的な議論ができたんじゃないのかなと思っています。私も幾つか、このような附属機関の場を経験させていただいているんですけど、ここまで積極的に御意見いただける協議会、附属機関はそんなにはないんじゃないのかなというふうに思っております、ぜひこれからも、皆様に活発な御議論いただくことによって、川崎市の人権政策が推進されていくようになっていただけたらいいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。4年間ありがとうございました。

○長沼室長 ありがとうございます。今、羽田野が申し上げたとおりですけれども、非常に本当に活発な議論で、今年度は計画をつくることができましたし、非常に前向きな議論の中で我々もすごく学ぶところが多かったと思っております。

私は中原区役所のほうに参りますけれども、今度は現場で、いわゆる人権を取り入れたといえますか、実務の中で、そういった意識を持ちながら、進めていきたいと思っております。

この後、先ほど申し上げましたように、柏崎が課長職ということで、今度は頑張ってまいりますので、こちらのメンバーのほうをよろしく願いしたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございます。

ということで御挨拶をいただきましたが、あと全体を通して何か、このことというような委員の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本当にここまで積極的な意見をいただいて、実りの多い場だったと思っております。本当にありがとうございました。次期以降も御一緒できる方は、ぜひまたよろしくというふうに、私が言うのもおかしいんですけども、また次期もという方は、また御協力よろしく願いまして、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○羽田野部長 石渡会長、榎副会長、それから委員の皆様方、長きにわたりまして、活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第6回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。